

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和2年3月16日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 セカンドストリート佐賀兵庫店

所在地 佐賀県佐賀市兵庫南四丁目332番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,749平方メートル

(変更後) 1,515平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物北側 10台

(変更後) 建物北側 10台

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物内南側 8.17立方メートル

(変更後) 建物南側 8.17立方メートル

詳細は縦覧する関係書類をご確認ください。

(3) 変更する年月日

令和2年4月18日(予定)

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

株式会社ゲオ

代表取締役 吉川 恭史

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No. 1 (建物北側) 63台

駐車場No. 2 (建物敷地東側隔地) 10台

駐車場No. 3 (建物敷地南側隔地) 9台

合計 82台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 63平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分~午後10時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. 1 (店舗敷地西側、北側及び東側) 3箇所

駐車場No. 2 (駐車場No. 2敷地北側) 1箇所

駐車場No. 3 (駐車場No. 3敷地東側及び西側) 2箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和2年3月12日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間

令和2年3月16日から

令和2年7月16日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。